

平成31年度（令和元年度）

# 子育て世帯親元近居助成事業

若年の子育て世帯の定住促進！

親元で近居するためのマイホーム取得を支援します。

■補助内容 市外に住む若年の子育て世帯が、市内に住む親と近居するため、市内に持家を取得した時に必要な登記費用や引っ越し費用の一部を補助します。

■補助額 最大30万円（1,000円未満の端数は切捨て）

内訳 ①登記費用：支払った費用の2分の1(上限20万円)/世帯  
②引っ越し費用：支払った費用の2分の1(上限10万円)/世帯



■補助要件 申請日時時点で以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①子育て世帯は、三田市に住民登録のある18歳以下の子どもを有する世帯（転入時に出産予定の子も対象）※18歳の子どもは、18歳に到達した年度末までを対象とします。
- ②子育て世帯全員が、転入と同時に③の住宅に居住していること。
- ③子育て世帯は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに市内の住宅の所有権保存登記または所有権移転登記を行っていること。
- ④子育て世帯の夫婦のいずれかが申請時に40歳以下であること。
- ⑤子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑥親が三田市に住民登録があり5年以上引き続き住んでいること。
- ⑦昭和56年5月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は、当該簡易耐震診断を受けること。
- ⑧三田市に定住の意思があること。

■提出書類 申請書、請求書(市ホームページでもダウンロードできます)および以下の添付書類※

※添付書類とは

- |                                  |                                    |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ①住宅の登記に要した費用の領収書の写し              | ⑦親の住民票                             |
| ②住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し         | ⑧子育て世帯の戸籍謄本                        |
| ③登記事項証明書                         | ⑨簡易耐震診断報告書の写し(該当のみ必要)              |
| ④子育て世帯全員の転入後の住民票(世帯主との続柄を記載したもの) | ⑩出産予定世帯の場合は母子健康手帳など診察経過の分かる書類の写しなど |
| ⑤子育て世帯全員の住民票の除票                  |                                    |
| ⑥引っ越し費用の領収書の写し                   |                                    |

■申込方法 子育て世帯の転入日（夫婦が別日に転入する場合は早い方）から6か月以内、または令和2年4月30日のいずれか早い日までに、申請書と添付書類の提出（郵送不可）

お問い合わせ 三田市役所 都市再生課（本庁舎5階）

☎079-559-5128 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:30